

Title	準戦時・戦時下(1931年-1945年)の中華民国学校体育への影響
Sub Title	Effects on physical education at schools in Republic of China of semi-wartime and wartime (1931-1945)
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1969
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.9, No.1 (1969. 12) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00090001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

準戦時・戦時下(1931年-1945年)の 中華民国学校体育への影響

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 社 会 状 勢
3. 教 育 界 の 状 況
4. 学 校 体 育 へ の 影 響
 - (1) 日華事変勃発まで
 - (2) 日華事変以後
5. む す び

1. は じ め

国家が戦時体制に入った時、或は戦争に突入した時には優秀な軍人を必要とすることは世界各国共に軌を一にするところである。そのため、戦時体制下並びに戦時において国民の体位向上に努め、また、学校体育も優秀なる軍人の養成の方向に進んでいくのである。

中華民国においては民国20年(1931年)に起こった満州事変を契機として日本の大陸進出が積極的になり、民国26年(1937年)に起こった日華事変により、経済的、文化的に恵まれた沿海の諸省を日本軍に占領され、国民政府は奥地に移転した。

日華事変に引き続いて太平洋戦争、太平洋戦争終結後の国民党と中国共産党の相剋、国共の相剋に敗れて国民政府の台湾移転というように民国20年(1931年)から現在に到るまで、中華民国においては、準戦時、戦時の体制が続いているのである。

その間これらの事態に対処するために、満州事変の勃発した直後の民国20年(1931年)9月に「日本は数十年にわたり横暴な行動を行ない、まず琉球を滅ぼし、続いて高麗を合併し、我が国の台湾、澎湖島を占領し、更にその野心を我が領土の東方にのぼしている……」を前文とする「学生義勇軍教育綱領」を公布し、次いで次々と法令を公布しており、日華事変が起こると

* 慶應義塾大学体育研究所教授

民国27年(1938年)3月に「抗戦建国綱領」をはじめとして数多くの戦時法令を公布していった。

これらの法令によって学校体育がどのような影響を受け、また「戊辰学制—民国学校法」に定められた学校体育が変更されていったかについて考察してゆく。

注 (1) 商務印書館「中華民国法規大全—民國25年版」(民国25年—1936年), 商務印書館, 4147頁。

2. 社会情勢

国民党が民国17年(1928年)6月に北伐を完成し政局は一応安定するかのようには思われたが、実際には国民党主席蔣介石に対する国民党内各派の対立がはげしくなっていた。民国18年(1929年)1月に軍隊の中央集権化を決定したことは地方軍閥の反蔣派を蹶起させ、民国18年から19年にかけて4次の反蔣戦争をおこすことになった。

4回の反蔣戦争に勝利を得た蔣介石は当時の困難な国際情勢と不安定な国内情勢のもとで、米英両国との関係を緊密にし、国内政治の安定と経済建設とをおしすすめていった。反蔣派の汪兆銘、孫科等は民国20年(1931年)5月に広東に国民政府を樹立して南京の国民政府と対立した。

一方、民国16年(1927年)7月に国民党との合作を解消した中国共産党は、広東・湖南・湖北・江西の諸省にソビエト区を建設しその勢力を発展させていった。⁽²⁾⁽³⁾

ソビエト区の発展は蔣介石に重大な脅威を感じさせたので、蔣はソビエト区に対する攻撃を決意し、反蔣第4戦のおわった民国19年(1930年)冬から第1次、民国20年(1931年)2月～5月に第2次討伐を行なったが成功を収めることが出来なかった。同年7月から第3次討伐を開始したが、9月18日に満州事変が起こったため討伐は中止された。

満州事変の発生は分裂状態にあった南京・広東両政府に国内の政治勢力を統一して日本の対華侵出に対処する必要をつよく感じさせた。その結果、民国21年(1932年)1月に両政府の統一が正式に実現された。

民国21年(1932年)1月に起こった上海事変には「一面抵抗一面交渉」の穏健な対日政策によって戦火は上海に局限され、5月に停戦協定が成立した。⁽⁴⁾

日本軍の熱河進出に対しても対日協調方針をとり国内態勢の整備に勢力が注がれた。

蔣介石は上海停戦協定成立直後の民国21年(1932年)6月からソビエト区に対する第4次討伐を開始した。しかし、翌民国22年1月に日本軍が熱河に侵入したため討伐を中止せざるをえなかった。同年5月に「塘沽停戦協定」が成立し北方の政局が安定したので、蔣介石は民国22年⁽⁵⁾⁽⁶⁾(1933年)10月からソビエト区に対する第5次討伐を開始した。

中国共産党軍はこの第5次の攻撃を支えることが出来ず、民国23年(1934年)1月には中華ソビエト共和国臨時政府の首都瑞金も陥落し、共産軍はいわゆる大長征を行なって民国34年(1935年)10月に陝西省北部に到達した。⁽⁷⁾

この間、民国20年(1931年)の満州事変にはじまる日本の大陸進出は中国の政治状況を大きく転換し、抗日があらゆる階層をふくむ全民族的課題として登場するようになった。中国共産党はすでに民国21年(1932年)4月に対日宣戦を行なって以来しばしば抗日運動を展開指導していた。

国民党は「外を攘うにはまず内を安んずる」(安内攘外)という従来の方針、すなわち共産軍討伐と対日協調外交の方針は変えなかった。しかし、全中国に波及した抗日の波は民国25年(1936年)12月12日に張学良、楊虎城が蒋介石を監禁する西安事件として爆発し、国民党も政策の転換をよぎなくされた。⁽⁸⁾

西安事件後国民党と共産党は合作の方向に進んでいったが、民国26年(1937年)7月7日に日華事変が起こったために国共合作にもとづく抗日民族統一戦線が9月に正式に成立した。

戦局の進展にともない、国民党は民国27年(1938年)3月漢口に臨時全国代表大会を開いて「抗戦建国綱領」を制定し戦時体制を固めていった。日本軍の進撃は急で、上海、南京、漢口と陥落し、国民政府は重慶に移転した。民国27年(1938年)12月汪兆銘は重慶を脱出し和平を提唱して日本占領下に純正国民党を組織し、民国29年(1940年)3月南京に国民政府を樹立したが国民党の抗戦決意を揺がすにはいたらなかった。⁽⁹⁾

共産党は戦争開始以後その勢力を伸ばしてゆき、日本軍の共産党地区に対する激しい掃蕩作戦にもかかわらずその支配地域を拡大していった。

共産党勢力の発展は蒋介石に非常な不安をあたえた。蔣は民国27年(1938年)以来その反共態度を明らかにし、民国30年(1941年)1月に新四軍事件を起こしたばかりでなく、民国32年(1943年)5月頃から胡宗南を主力とする国民党軍をもって陝北地区を包囲し終戦までその包囲態勢をとかなかった。⁽¹⁰⁾

民国30年(1941年)12月に始まった太平洋戦争は民国34年(1945年)8月日本の敗北により終結し、日本軍の占領地の接收をめぐる国民党と共産党の間に武力衝突がおこなわれ内戦の危機が増大した。この危機は米国の調停によって一応回避されたが、民国35年(1946年)3月以降、国共の関係は再び悪化し、翌民国36年(1947年)1月に国民党は単独で憲法を公布し、共産党の根拠地である延安の攻略を開始した。これに対して共産党は7月に民主連合政府樹立を主張する七・七宣言を發表し、10月には蒋介石打倒を宣言して国民党と全面的武力戦に突入した。国民政府軍は始めは優勢であったが、民国36年(1947年)秋頃からこれが逆になり、次第に各地を共産軍に占領され、民国37年(1948年)末には満州全土が、民国38年(1949年)1月には北

京・天津が中共の手に帰し、同年1月には国民党総統蔣介石は下野を声明し、国民政府は同年4月広東、10月重慶、つづいて成都と遷都し、民国38年(1949年)12月9日に台湾省に移り、民国39年(1950年)3月に蔣介石はふたたび総統に復帰した。

この間中国共産党は、華北人民政府、中原臨時人民政府、東北人民政府と、次々に地方政府を樹立するかたわら、1949年3月には人民政府本部を北京にうつして連合政府樹立に乗り出し、9月には蔣派を除く各党各派からなる新政治協商会議を北京に召集した。これにより毛沢東を主席とする中央人民政府が成立し、10月1日に中華人民共和国が成立した。

注 (2) 国共分裂後中国共産党はみずからの軍隊を編成して農村に革命の根拠地をつくった。革命の根拠地につくられた政権はソビエト政権と呼ばれ、ソビエト政権の統治する地区はソビエト区と呼ばれた。

(3) 湖南・湖北・江西の諸省を中心に1930年のはじめには13軍約6万の軍隊と9のソビエト区が建設され、1934年には300以上の県を含むにいたった。

(4) 第3国の斡旋により、5月5日英国総領事館で調印された。

(5) 民国22年(1933年)2月、熱河省は満州国の予定地域であるとしてこの地方の反日勢力に武力攻撃に乗り出し、熱河省内を掃蕩し、長城線を越えて華北に侵入した。現地の中国軍は抵抗したが、蔣介石は撤退を指令した。

(6) 民国22年(1933年)5月31日河北省塘沽で調印。この協定により河北省北部に一定の非武装地帯が設けられた。

(7) 民国23年(1934年)10月に開始された国民党軍の第5次攻撃を支えられなくなった共産党軍は10月から移動を開始し、広東・湖南・広西・貴州・雲南・西康・四川・甘肅の各省を経て民国25年(1936年)10月に陝西省北部に達して新首都を定めた。これを「二万五千里の長征」、「大西征」という。

(8) 民国25年(1936年)12月12日に剿匪副司令張学良と西北軍司令楊虎城が蔣介石を監禁した事件で、双十二事件ともいわれる。当時国民党は反共戦を行っており、張学良は西安におり共産軍の討伐を命ぜられていたが、これを行なわなかったため、督戦のために西安に赴いた蔣介石を監禁した。周恩来の調停で蔣は釈放されたが、この結果第2次国共合作が成立した。

(9) 民国26年(1937年)7月末に北京・天津、11月上海、12月南京占領、その後も日本軍の進撃は急で、民国27年5月から10月にかけて徐州・漢口・広東を占領した。

(10) 民国30年(1941年)1月に国民党の顧祝同軍が安徽省南部で国民党の命令により移動中の共産軍の新四軍を攻撃して大打撃を与えた事件。

3. 教育界の状況

社会一般が抗日の方向に向かってゆけば教育界にもその傾向が現われてくるのは当然のなりゆきである。

排日教育に新しい一線を引いたのは、済南事件のあった民国17年(1928年)5月15日～28日、南京で開催された全国教育会議において排日教育がとりあげられ、小・中学校の教科書の改善案が成立し、小・中学校では国恥教材を教科書に浸透させ、機会あるたびに国恥教育を行な

い、民族意識を覚醒させることを決定した。⁽¹¹⁾

この決定により教科書の内容も改められた。一つの例を地理の日本に関する部分についてとってみると、民国元年(1912年)の高等小学校の共和国教科書新地理では、「日本。本亜洲東部一島國也。合大小四千餘島而成。自合併朝鮮後。遂占有亞洲大陸地。東臨太平洋。西以日本海及朝鮮。與我國爲鄰。西北以韃靼海峽及庫頁島。與俄國分界。面積約當我國十七分之一。内割自我國之臺灣。占十九分之一。人數約得我國七分之一。臺灣人占二十分之一。」⁽¹²⁾とあり、同じ年の中学用本国地理には、「東南 濱中國海。與日本之琉球群島及臺灣島遙對。……其一部分復與日屬朝鮮半島相接。……」とあるのに対して、民国18年(1929年)に使用されていた高級地理では、「九州の南面有琉球羣島和澎湖列島。數十年前都是我国的屬地。九州西北面的朝鮮半島也。昂向我國奪去的。日本人得了朝鮮。竭力經營。築鐵路聯絡南滿租借金州半島。控制關東侵略我國東三省の野心十分顯著。」⁽¹⁴⁾となっており、沖縄、台湾、朝鮮の記述が排日的に変わって来ている。他の教科についても同様である。

民国20年(1931年)9月に起こった満州事変は中国民衆のはげしい憤激をかい、上海の学生は抗日救国運動をはじめたが、国内の安定を急ぐ国民政府はこれをおしとどめて、共産党と紅軍の討伐に力を入れた。日本の進出をはばむには、欧米諸国の中国援助を必要としたので、教会学校に対する圧迫を緩和し、それに代えて排日教育に力を入れたので、これは初等教育より高等教育に至るまで一貫して行なわれるとともに、社会教育に対しても活潑に行なわれた。⁽¹⁵⁾

民国21年(1932年)の国民党第4次全体会議で民族復興の重要性が説かれ、「今後の普通教育は、民族精神の發揚・民族思想の灌輸をもって、民族の自信力を恢復し、中国民族の独立・自由・平等の目標を達成すべく努力しなければならない。」といわれた。この動向は民国22年(1933年)12月26日に教育部の公布した「小中学課程標準」に反映し、国語・歴史・地理の教科目が重視された。⁽¹⁶⁾

この間にも日本の大陸進出は進み、民国24年(1935年)5月の塘沽停戦協定が成立し、華北に非武装地帯が設けられたことにより民族主義教育は国難教育へと発展していった。民国25年(1936年)5月に教育部は「国難教育方案」を公布し、中華教育会の「戦時教育に関する方案」が議決された。これらはいずれも国家を外国の侵略から救うために、身体訓練、精神訓練、集団訓練を重視し、国防や生産についての知識、技能をたかめるための教育を実施しようとするものであった。⁽¹⁷⁾ 民国26年(1937年)7月7日に日華事変が起こると、学生たちの民族意識はさらにはげしさを加えていった。

日本軍の占領が進むにつれて教育機関の奥地に移転するものが多くなった。高等教育機関も奥地に移転したが、「抗戦必勝」、「戦時一如平時」の信念で教育を行なう方針がとられたが、⁽¹⁸⁾ 奥地に移転した大学は施設、物価高から平常の教育を行なうのは非常に困難であった。民国27

年（1938年）4月に国民党は臨時全国代表大会を漢口で開き、抗日戦の基本方針として「抗戦建国綱領」を採択した。その中には教育に関することが4項目含まれていた。また、漢口で開会された国民参政会第1回会議で9大方針と17要点からなっている教育部提出の「戦時各級教育実施方案綱要」が採択された。

(19)
重慶に移転した国民政府は戦争の長期化にそなえ、民国29年（1940年）3月21日に国民教育実施綱領を公布し、民国31年（1942年）に小学校の課程標準を修訂したが、次いで民国33年（1944年）3月15日には「国民学校法」を公布して「小学校法」を廃止し、中学校においても民国29年（1940年）に中学校の課程標準を戦時に適するように改訂し、師範学校においても同様であった。

(20)
民国34年（1945年）8月に太平洋戦争が終結すると奥地に移っていた教育機関も旧所在地にもどったが、まもなく内戦となり再び教育界は混乱におちいってしまった。

- 注 (1) 丁致聘編「中國近七十年來教育記事」（民国24年—1935年），商務印書館，163～164頁。
(2) 教育部審定「高等小學校共和國教科書新地理—第5冊—」（民国元年—1912年），商務印書館，4丁。
(3) 教育部審定「中學校用共和國教科書本國地理—一卷上一—」（民国2年—1913年），商務印書館，46～47頁。
(4) 東亞經濟調查局編訳，東亞小冊第2「支那排日教材集」（昭和4年），東亞經濟調查局，2～3頁。
(5) 多賀秋五郎著「中国教育史」（昭和30年），岩崎書店，217～221頁。
(6) 教育学テキスト講座第4巻「東洋教育史」（昭和38年），御茶の水書房，73頁。
(7) 前掲(6)書，74頁。
(8) 余書麟著「中國教育史—下冊—」（民国50年—1961年），台灣省立師範大學，1057頁。
(9) 前掲(8)書，1057頁，1078頁。
(10) 前掲(8)書，1000頁，1029頁，1078～1079頁。

4. 学校体育への影響

北伐を完成して中国を統一した国民政府は、民国17年（1928年）に「戊辰学制」を公布し、三民主義に基づく教育を行なうために民国18年（1929年）4月に教育宗旨を公布した。また、この「戊辰学制」を徹底させるために各種の学校法を民国18年以降に次々と公布していった。⁽²¹⁾ 学校法は民国18年の教育宗旨と実施方針とを教育の基本理念とすべきであると規定しており、教育部は学校法に従って各学校の規定を制定公布した。この学校法により国民政府の学校系統は確立されたのであった。また、各教科の課程標準もこの期になって始めて制定された。

民国17年（1928年）5月に南京で開催された全国教育会議で排日教育がとりあげられていたが、満州事変・日華事変・太平洋戦争と続く準戦時・戦時体制下において体育は大きな影響を

受けたのであった。

(1) 日華事変勃発まで

民国17年(1928年)5月南京で開催された全国教育会議で、五・四運動⁽²²⁾、五・三〇事件⁽²³⁾の影響を受けて排日教育がとりあげられはしたが、未だ準戦時、戦時体制の影響は受けていなかった。

軍事教練は民国17年(1928年)7月28日に「高級中学以上学校軍事教育方案」が公布され実施にうつされていたが、民国20年(1931年)9月18日に満州事変が起こると、国民政府はあなごりを防いで敵に抵抗することを決めて、10月に教育部は訓練總監部の擬訂した「高中以上学校加緊軍事訓練方案」を国立の専門学校以上の学校と各省市の教育局に守るように通令を出した。また、各校および各省に軍事教官を増派するようとの通令も出した。⁽²⁴⁾

軍事教練の強化は当然体育の授業に何らかの影響が出てくるのは当然のことである。

この「高中以上学校加緊軍事訓練方策」の出される前の9月に「学生義勇軍教育綱領」が、次いで10月に教育部から「学生義勇軍訓練辦法」が公布された。

「学生義勇軍教育綱領」は満州事変の直後に公布されたものだけに抗日を主としており、その前文は「日本は数十年來横暴な行動に出ており、先に琉球を滅ぼし、高麗を併合し、我が国から台湾を奪い、澎湖島を占領したばかりでなく、更に野心をたくましくして我が東方の領土を侵略し……」で始まっており、第3条第1項に、「本国の歴史、地理で日本の我が国の侵略に関することに力を入れて教授する」、第5条に、「学校教職員と学生は日貨不買を宣誓し、各学校の教員学生は日貨に代わる工業品の研究を切実に行ない、日貨に代わる品物を宣伝することに努力する。」という項目があった。⁽²⁵⁾

民国21年(1932年)以後、つぎつぎと公布されていった高級中学校(日本の高校)の教科目と毎週授業時数表にはいずれも軍事教練が入れられており、初級中学校(日本の中学校)には童子軍訓練が入っていた。⁽²⁶⁾

中国では「欽定学堂章程」(清・光緒28年—1902年)、「奏定学堂章程」(清・光緒29年—1903年)、「壬子学制」(民国元年—1912年)ではいずれも体育の教科目として兵式体操が採用されていた。その兵式体操は「壬戌学制」(民国11年—1922年)では廃止されたのであったが、その後の中国をとりまく社会状況の変化から「戊辰学制—民国学校法」の時代には軍事教練・童子軍訓練として体育に含まれない別個の独立した教科目として登場して来たのである。

軍事教練の採用にともない、「暑期軍訓授課時間」(民国22年—1933年4月12日教育部訓令)、「各校軍事教官不得擅自請人代理或任意曠課」(民国22年11月4日教育部訓令)、「高級職業学校実施軍訓時数」(民国22年11月21日教育部訓令)、「軍訓成績核算法」(民国23年6月教育部公布)、「学校暑期

軍訓暫行辦法」（民国23年6月8日教育部公布），「高中及專科以上学校平時軍事訓練学科及術科進度表」（民国23年11月6日教育部公布），「高中以上学校女性軍事看護課程暫行標準」（民国23年11月訓練總監部發布），「高中以上学校軍事教官及軍事助教任用簡章」，「高中以上学校軍事教官軍事助教主任教官總教官服務規則」，「高中以上学校軍事教育獎懲規則」，「高中以上学校学生軍事訓練成績核算法」（いずれも民国24年1月22日教育部公布），「学生軍訓所需槍枝撈借辦法（学生軍訓所に対する小銃貸出に關する方法）」（民国24年2月軍事委員會電令），「中女生平時軍事看護醫藥專科以上学生平時陸軍衛生行政法規及戰時救護應即切實施行令」（民国24年3月25日教育部訓令）等々数多くの軍事教練關係の法令，訓令が出されたのであった。

初級中学校以下の学校に適用される童子軍關係の法令，訓令も軍事教練の法令，訓令と同様に民国22年（1933年）から民国24年（1935年）にかけて次々と公布されていった。⁽²⁷⁾

数多く公布された軍事教練の法令の一つとして，民国23年（1934年）11月6日に公布された「高中及其同等学校平時軍事訓練学科及術科進度表」をあげてみる。

高中及其同等学校平時軍事訓練学科進度表

課目	第 1 学 期		第 2 学 期	
	進 度	次数	進 度	次数
国民軍事教育の意義		1		
歩兵操典	委員長手綱領 各個教練の制式と方則 班の編成及各種隊形	2 1	散兵教練の各項口令	1
野外勤務	方位判断及地形地物の識別 及利用 歩哨斥候の動作及その守則 伝令兵連絡兵歩哨の動作	1 1	旅次行軍の要領	1
射撃教範	射撃学理概要	2	照準及撃発の要領	2
国防概説	国防の必要性と必要な用具	1		
陸軍礼式	升旗降旗，軍人軍隊衛兵歩哨の敬礼	1		
防空常識	内地防空之要義手段組織及監視 防空戦闘，燈火管制，遮蔽及警報	1 1	防空と国防の關係，各国防空の設備と現状	1
簡易測図	地図の利用 要図の調製	1 1	略測図及写景図	1
戦車常識	戦車の種類，性能及その使用法の沿革と価値 列強戦車の性能と改良の趨勢及裝備の現状	1 1		

準戦時・戦時下（1931年—1945年）の中華民国学校体育への影響

課目	第 1 学 期		第 2 学 期	
	進 度	次数	進 度	次数
各兵種の識別及性能	兵種の区分識別及其性能	1		
瓦 斯 常 識	瓦斯の種類, 特性及其殺傷力	1		
	瓦斯使用及防護	1		
築 城 教 範	器具の使用及び投土積土法	1	修 復 法	1
衛 生 救 急 法			衛生法, 救急法	1

附 記

1. 学科の進度は方案の規定に従い毎週1回, 毎回1時間, 第1学期20週, 第2学期8週。
2. 各教科の教材は本部編纂頒布以外は自ら編纂した参考資料を使用する。
3. 軍事教官は月別の学術科予定表の月報を國民軍事訓練委員会に提出する。委員会は調査の上この実施を許可する。
4. 時間表の学科と術科は連繫を持たせる。
5. 集中訓練の進度表は別に定める。

高中及其同等学校平時軍事訓練術科進度表

期 別	回 数	課 目	区 分	
			進	度
第 一 学 期	1	徒手各個教練	気をつけ, 休め, 停止間の方向変更	
	2	同 上	行進, 出入の動作, 行進間の方向変更	
	3	同 上	第1・2回の課目, 行進, 敬礼	
	4	同 上	敬礼, 行進間の方向変更, 駆足	
	5	同 上	駆足, 停止間のおりしげ, 伏せ	
	6	同 上	停止間のおりしげ伏せ, 行進(分解動作)	
	7	同 上	第5・6回の課目	
	8	同 上	行進(分解動作), 室内外の敬礼	
	9	同 上	歩法交換, 号音聴取	
	10	同 上	停止間のおりしげ, 伏せ, 行進	
	11	同 上	同 上	
	12	同 上	綜合復習	
	13	同 上	班の編成, 整列法, 停止間の隊形, 方向変更	
	14	同 上	停止間の隊形, 方向変更, 行進間の隊形, 方向変更	
	15	同 上	復習13・14回課目	
	16	同 上	行進間の隊形, 方向変更, 停止間の伏せ	

準戦時・戦時下（1931年—1945年）の中華民国学校体育への影響

期別	回数	区分		進 度
		課 目		
第 一 学 期	17	徒手各個教練		解散集合，行進間の伏せ
	18	同 上		行進間のおりしけ，伏せ，直斜行進
	19	同 上		綜合復習
	20	同 上		綜合復習
第 二 学 期	1	執銃各個教練		気を付け，休め，停止間の方向変更，になえ銃，たて銃
	2	同 上		執銃法，行進
	3	同 上		行進・停止間のおりしけ，伏せ(分解動作)
	4	同 上		停止間の伏せ，執銃法，号音聴取
	5	同 上		停止間・行進間の敬礼，行進間のおりしけ
	6	同 上		行進間のおりしけ，射撃，行進間の伏せ
	7	同 上		付け剣（停止間），射撃，弾込め
	8	同 上		弾込め，射撃，綜合復習
		野 外 演 習		1. 旅次行軍地形識別 2. 距離測量・目標識別 3. 伝令勤務・連絡勤務 4. 土工作業・立射散兵濠 5. 実弾射撃

附 記

1. 本表の進度は毎週1回2時間の予定で，第1学期20週，第2学期8週となっている。
2. 野外演習の第(1)，(2)，(3)の課目は第1学期に実施し，第(4)，(5)の課目は第2学期中に実施する。毎週2時間以上，ただし，毎週3時間の正規授業としてはいけない。予定を作製し国民軍事委員会に提出すれば，調査の上決定する。
3. 基本体操は朝の体操の時に教え，応用体操は野外演習の時にこなう。
4. 学科進度表を附記する。
(28)

となっているが，当時日本で実施されていた軍事教練に比較するとはるかに程度は低く，中学の低学年のと同じ位であり，専科以上の術科・学科進度表を見ても日本の中学高学年程度のものであった。
(29)

(2) 日華事変以後

民国26年(1937年)7月7日北京郊外の芦溝橋で起こった発砲事件は日華事変へと発展し，日本軍は7月末に北京・天津を占領し，その後も厦門・徐州・漢口・広東と破竹の進撃を続け，国民政府は南京から漢口へ(民国26年12月)，ついで重慶(民国27年10月)へと移転した。

文化的発達から見ればその心臓部ともいべき沿海の諸省が日本軍の占領下に入った。中国

の専門学校以上の学校は沿海の諸省の都市に大半が集中していたためにその影響は極めて大であった。日本の占領下に入った諸省の学校はほとんどが奥地に移転してしまった。

事変発生直後の民国26年（1937年）7月18日に蒋介石は「建国運動」を提唱した。⁽³⁰⁾

民国27年（1938年）3月29日に武昌で中国国民党全国代表大会が開催され、「抗戦必勝・建国必成」のスローガンの下に種々の重要決定がなされた。その決定の中に「抗戦建国綱領」があった。

「抗戦建国綱領」は7項からなっており、その第7項は教育に関するものであった。

それは、

1. 教育制度及び教材を改訂し、戦時教育を推行し、国民道徳の修養を重視し、科学研究を高揚し、設備を充実する。
2. 各種の専門技術者を訓練し、適当に配置し、作戦需要に応じしめる。
3. 青年を訓練し、戦区及び農村に服務させる。
4. 婦女子を訓練し、能く社会事業に服務させ、以って作戦能力を増加させる。⁽³¹⁾

というものであり、これにより学校教育は戦時に適するように改められていったのである。

次いで政府は民国28年（1939年）3月12日に「国民精神総動員綱領」を公布し、軍事第一、⁽³²⁾ 勝利第一を目標として国民を指導していったのである。

「抗戦建国綱領」と「国民精神総動員綱領」によって学校教育も戦時に適するように改められ、体育も影響を受けたのである。

このことについて「國民革命史」には、「教育は立国の百年の大計である。戦争発生後敵の我が国の學術文化機関に対する破壊は猛烈であった。政府と教育界は困難な生活の中で苦勞して教育を維持して来たので、教育文化事業は長足の進歩をとげた。戦争発生の初期に政府は緊急の事態にそなえて民国26年（1937年）8月27日に『総動員時督導教育工作辦法綱領』を公布して、戦時のさしせまった各級教育の処理方法を指示した。民国27年（1937年）4月1日に中国国民党臨時全国代表大会で公布された抗戦建国綱領の中に今後の教育の方針と目標が詳細に説明されており、戦時中のわが国教育文化推進の規準となった。

高等教育 戦前のわが国の総合大学と単科大学は108校で在學生は約4万人、民国28年（1939年）末に敵に占領され或いは破壊されたのは91校で、建築物と設備の損失ははかり知れない。政府は敵占領地区の学校の奥地移転と後方で被爆した学校を極力復興することを命じた。制度の面においても学校組織の整理改正、課程の整頓、教員資格の審査、學術研究の提唱、著作発明の奨励等を民国28年（1939年）中に法令とした。師範大学の設立は中等学校教員の養成に大きな貢献をした。民国35年（1946年）には全国の専門学校以上の学校は140校、在學生8万3千余人となった。外国との交流が困難な状況の下で、繼續して學生を出国させ奥義を極めさせ

た。また、各盟邦と教授学生を交換して国際文化の交流を強めた。

中等教育 政府は各地に前から設けられていた中学の維持に力を尽したほかに国立中学48校を別扱いとした。中学、実業学校、師範学校の比例(適した比率)的發展に嚴重に注意し、戦時の政治、経済、社会の需要に適応させた。戦争開始時の全国中等学校は3200余校、在學生62万7千人であったが、民国34年(1945年)には全国中等学校4500余校、在學生1394000人になった。

初級教育 戦時中わが国は新国民教育制度を制定し、義務教育と民衆補習教育を融合させた。民国29年(1940年)より第1次5カ年計画を推進したが、民国33年(1944年)の終了時の統計によると、後方数省の児童の入學生数は戦前の全国児童の入學生数に匹敵しており、その効果の大だったことを見る事が出来る。

その他、この外政府は戦場地帯の青年が後方で勉強する便宜のために、各臨戦地帯に機関を設立して、戦場地帯の學生を登録して、後方に送って入学に便宜を計った。また、在學生の経済的困窮を考慮して民国27年(1938年)に貸与金制度をつくり、公立の中等学校以上の在學生で戦場地帯に籍があり、学費の送られて来ない者に申請させ、卒業後所得を得てから学校に返却させることとした。その後、この制度は改められて公費となったが、中等以上の学校の在學生で公費を受けている者は毎年約14万人に達した。

政府は戦時の需要に適合させる為に民国28年(1939年)以降大学医学部卒業生を軍医として従軍させ、民国30年(1941年)には道路の建設を急ぐのと兵器製造の強化から工学部卒業生を徴用して参加させた。同年秋、米空軍が来華したので外国語学科の卒業生と學生を徴用して通訳とした。その後、米軍人の増加につれて徴用學生の数も増加してゆき、終戦までに通訳の数は3,600余人に達した。医学部の卒業生で軍医を充当していったほかに、医学部の低学年生を看護人、医薬関係の仕事に多数従事させた。法学部の學生からは軍法務官を充足した。民国33年(1944年)に政府が知識青年の従軍を呼び掛けた時に中等学校以上の在學生で志願した者は10万人を越えた。このほか、政府は辺境教育、社会教育と国民体育の推進に力をつくしたので、それぞれに相当の効果を挙げた。」とある。

学校体育について見ると、民国29年(1930年)3月に「各級学校体育实施方案」が出されて、各学校の体育設備の最低限度の標準が示された。方案には戦時の教材は当面の環境と需要に応じて補充教材を組み、目標の中で特に強調している要求に合致させ、學生の国家觀念と民族意識を發揚させ、軍事活動に利用させ、後方服務と国防基本技術の教育を訓練するように定められた。

小学校においては体育の授業時数は毎週、1～3年120分、4年150分、5～6年180分と規定された。民国30年(1941年)2月には「小学体育改進要点10項」が公布され、次いで民国

31年（1942年）3月に「修正小学体育課程標準」が公布され、体育の授業時数を毎週、1・2年唱歌遊戯で180分、3年120分、4年150分、5・6年180分と改められた。日華事変の起こる前年の民国25年（1936年）7月の「修正小学課程標準」の小学校の体育の毎週の授業時数は、1・2年唱歌・遊戯で180分、3年120分、4年150分、5・6年180分で変わりがないが、民国25年にはない団体訓練各学年毎週120分が民国31年には入り、民国25年にあった公民訓練各学年毎週120分が除かれていた。

(34)

体育の授業時数から比較すると平時と同様であるが、授業内容になると戦時に適するように改められ、特に民国25年には1・2年には遊戯とリズム運動であったのが、民国31年の改正で団体訓練と体操がとり入れられ、遊戯の教材にもマット運動がとり入れられた。

3～6年について見ても団体訓練と巧技運動と国術が別個のカリキュラムとしてとりあげられた。

(35)

中等学校について見ると、民国29年（1940年）の「修正課程標準」では初級中学（日本の中学）、高級中学（高校）の体育の授業時数は民国25年と比較すると各学年毎週2時間で同じであったが、高級中学の軍事訓練（女子は軍事看護）の授業時数が民国25年には1年のみ毎週3時間であったのが、各学年毎週3時間と増加している。初級中学の童子軍は民国25年と同様に各学年毎週3時間であった。

正課の体育の授業と朝の体操以外に毎週3時間の課外運動（高級中学）、毎週3時間の課外運動・童子軍訓練（初級中学）を実施するように規定された。

(36)

師範学校の体育の授業時数は、

民国23年（1934年）11月公布の「師範学校課程標準」で体育の授業時数は各学年毎週2時間であったのが、民国31年（1942年）9月の改正で1・2年毎週3時間（実技2時間、講義1時間）、3年毎週2時間、課外運動は毎日50分実施を原則とし、少なくとも毎週3時間以上実施すると規定され、国民学校、中心国民学校（民国29年の『国民教育実施綱領』で小学校の改組が予定されていた。実施に移されたのは民国33年、国民学校の課程標準の公布されたのは民国41年）の体育担当教員となる者は体育選科の科目を履修するようにと改められた。

(37)

「簡易師範学校体育課程標準」（民国25年現在）で体育の授業時数は、1・2年週2時間、3年後期と4年は理論と実習が半々、朝または課業間の体操毎日10分、課外運動毎日少なくとも30分と規定されていたのが、民国31年9月の改正で、1・2年毎週3時間（実技）、3年2時間実技、1時間学科、4年2時間（実技）、朝または課業間の体操毎日15分～20分、課外運動毎日50分実施を原則とし、毎週少なくとも3時間実施と改正された。

(38)

体育師範学校では民国23年（1934年）3月30日の規定にはなかった毎日の授業時数と課外運動の時数が民国31年（1942年）11月の修正で、毎日の授業、自習、課外活動の時間を9時間、毎

週54時間とし、学校での自習と課外運動の時間は教員が指導すると改正され、軍事教練の時間も週1時間ふえて4時間となった。⁽³⁹⁾

特に師範学校に小学校の体育を担当する学生のために選択で体育選科を3年に設け、小学校の体育専科教員の養成に踏み切ったことは、政府が戦時下に如何に体育を重視していたかがわかる。

教材大綱は民国25年（1936年）当時と大差はないが、その授業内容は民国30年（1941年）9月9日に公布された「修正国民体育法」の第1条に「国民が体育を実施するにあたっては中華民国教育宗旨の実施方針に準拠し、国民の強健な体格を鍛錬し、民族の正しい気概を養成し、全国国民に自衛と国を守る能力に到達させることを目的とする。」⁽⁴⁰⁾とあり、この線に沿って実施されていたと考えられるので、授業内容は戦時下の特徴を強く打ち出していたと考えられる。

体育の施設・用具について見ると、戦時下は平時に比較して物資は欠乏しており、平時のように学校体育の教育用具を備えるのは困難であった。特に、戦時中に増設された学校、奥地に移った学校、戦線に近い学校で甚だしかったと考えられる。また、敷地が狭まると、設備の悪い学校もあった。

設備、用具が十分に充当出来ないと政府も考え、戦時中に公布された各学校の体育課程標準の教授法の要点の一般原則の(1)に、「一切の体育施設は一定の方針と計画に従って、順を追って進めて行く。」(2)に、「施設の充実の状況と環境の需要により随時改める。」とあり、民国29年（1940年）3月13日に公布された「各級学校体育設備暫行最低限度標準」の前文に、

1. 本標準により各級の学校は体育課程標準の内容を改めること。
2. 各級学校で体育の施設が未だ本標準に達しない所は、拡充計画を定め、経費、予算を主管機関に提出して速やかに完全にする。
3. 運動の消耗品、例えばボールやその他の零細な雑品等は運動場、学生の人数、及び授業に必要とする条件により、予備の品を準備しておく。
4. 本標準は最低限度を示したものであり、各学校は必要に応じ可能な範囲で増設して体育の授業に利用する。
5. わが国は国土が広大で各省市区の体育の発展の状況と運動に対する興味並びに環境、気候等にすこぶる差がある。各学校は特殊の運動種目（例えば水泳、スケート等）の設備を充分に行ない、需要に応じられるようにする。⁽⁴¹⁾

と規定して、学校別、在学生別の用具の最低基準を定めていたが、戦争の拡大につれて最低限度の用具の充足も困難になったために各学校の体育課程標準には教授法の一般原則の(1)と(2)が定められたと考えられる。

戦時下の体育施設・用具の不足を補うためにどのような方法がとられていたであろうか。

太平洋戦争当時奥地に在り学校体育の指導的立場にあった現国立台湾師範大学体育学科主任呉文忠教授はその著「中國近百年體育史」の中で「戦時には物資が平時に比較して欠乏することとはまぬがれないことである。学校体育の教授用品もその購入が困難であり、授業を正常に行なうことは不可能である。この必然的な困難の他に、在学生の減少は体育経費の増額を困難にし、体育教員の生活を苦しくしてしまう。その他に、狭小な施設、不完全な設備は授業を行なう上での問題点となっていた。

戦時下の各地の学校は小さい障害のためにかんじんのことを止めるわけにはいかないので、体育の授業を実施するために窮余の策を採用し、各校が状況により臨機応変に実施し、経験を交換して、相当の効果を挙げたのであった。

その方法は、

1. 活動方式の改変——用具の不足による運動の制限を減少または改変する。
2. 運動用具の改良——運動用具の材料の変更を試みたり、代用品を造る。
3. 規則の活用——授業環境と教授用具を適当に改める。
4. 用具の簡易な運動の提唱——例えば器械体操等。
5. 非正式遊戯の提唱——小型遊戯、簡易な方法、解析動作等。
6. 授業での自然環境（地形地物）の利用——山野における授業法を考える。例えば石押し、河海の洲での運動、公道上の走、水上運動、山登り、クロスカントリー、野外遊戯運動等。
7. 自衛の武術の実施。
8. 戦地で応用出来る運動等。」
(42)

と述べている。

この文章でもわかるように政府は強力な軍隊を育てあげるためには健康で強健な体格の国民の養成をしなくてはならないとして、学校の体育の授業時数の増加、課外体育の強化を行ってきたが、それを受け入れる各学校では戦時下のために軍事に総てが優先してしまうため、施設、用具の不足と経費の不足に悩んでおり、いかにして悪条件下で体育の授業を推進してゆくかということで腐心していたのである。

また、体育教員の養成にも多くの困難が存在していた。中国の専門学校以上の学校は沿海の諸省の都市に大半が集中していたためにその地区が日本の占領下に入ったということは非常に大きな影響を与えた。日本の占領下に入った地区の学校はほとんどが奥地に移転したが、施設
(43)
その他は十分に整わなかった。

「教育雑誌」第31巻第1期号(民国31年—1942年—1月)の抗戦以来の高等教育特集号によると、北京の北京大学、清華大学、天津の南開大学が聯合した雲南省の西南聯合大学では一時期は教授も少なく、書籍用具もなく、個人の生活も困難であったとあり、武漢大学は図書、用具

を移転の途中空襲でほとんど失う、華中大学は移転することの出来た図書は4分の1、教授用品は3分の1、齐鲁大学は附属病院は移転出来ず、⁽⁴⁴⁾というような状況であった。

体育関係の学校も、

南京 国立中央大学教育学部体育科 重慶（四川省）

南京 私立金陵女子文理大学体育科 成都（四川省）

北京 国立北京師範大学体育学部 城固（陝西省）

南京 中央国術体育専門学校 長沙（湖南省）・桂林（広西省）・昆明（雲南省）・北碚（四川省）

というように移転した。体育関係の学校の奥地への移転は文科系の移転とは異なり施設の面で⁽⁴⁵⁾非常な困窮を来たしたのではないだろうか。

また、戦時の体育教員の需要を充たすために各地に体育教員養成の学校が合計13校設立されたが、学生数は多くなく、在学生の多い学校で1学年40人くらいであり、少ない所では10人以下という状態であった。⁽⁴⁶⁾

政府も体育教員の養成に力を入れて、民国30年（1941年）に体育師範を設立して小学校の体育教員を養成し、短期の特設体育教員訓練所も設立したが、所期の目的に沿うまでにはいたらなかった。（これらの教育機関も前述の13校に含まれる。）

注 (21) 「体育研究所紀要」第2巻第1号4～5頁。

(22) 第一次世界大戦後中国に起こった反帝国主義運動、民国8年（1919年）5月4日に起こった事件が端緒となったので五・四運動という。

(23) 民国14年（1925年）5月30日上海で起こった中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義愛国運動。五・三〇の愛国運動は民族運動としてかつてない規模で行なわれた。

(24) 呉文忠著、「中國近百年體育史」(民国56年—1967年),台湾商務印書館,164頁。

(25) 前掲(1)書,4147頁。

(26) 前掲(1)書,3882～3883頁,3921～3922頁。

(27) 立法院編「中華民國法規彙編」23年輯,24年輯,中華書局。

(28) 前掲(1)書,4144～4146頁。

(29) 前掲(1)書,4141～4142頁。

(30) 中華民國各界紀念國父百年誕辰籌備委員會學術論著編纂委員會編「國民革命史」(民国54年—1965年),中央文物供應社,599頁。

(31) 前掲(30)書,600～603頁。

(32) 前掲(30)書,603頁。

(33) 前掲(30)書,609～611頁。

(34) 前掲(24)書,335頁,教育部教育年鑑編纂委員會編著「第三次中國教育年鑑」(上)(民国46年—1957年),正中書局,122頁。

(35) 前掲(1)書,3875～3876頁,前掲(34)書,13～14頁。

(36) 趙如珩著「中國教育十年」(昭和18年),大紘書院,187～190頁。

(37) 教育部國民體育委員會編「體育法令彙編」(民国41年—1952年),教育部國民體育委員會,49頁,前掲(1)書,3977～3978頁。

- (38) 前掲(37)書, 37～38頁, 前掲(1)書, 4047～4048頁。
- (39) 前掲(37)書, 69～71頁; 前掲(1)書, 4138～4139頁。
- (40) 前掲(37)書, 1頁。
- (41) 教育部参事室編「教育法令」(民国36年—1947年), 中華書局, 92～94頁。
- (42) 前掲(24)書, 337～338頁。
- (43) 前掲(36)書, 214～215頁。
- (44) 「教育雑誌」第31巻第1号, 商務印書館, 1頁, 7頁, 36頁, 46頁。
- (45) 吳文忠編著, 部定大學用書「體育史」(民国46年—1957年), 正中書局, 353～360頁。
- (46) 前掲(24)書, 362～366頁。

5. む す び

民国20年(1931年)に起こった満州事変を契機として日本の大陸進出が積極的になり、民国26年(1937年)に起こった日華事変により、経済的、文化的に恵まれた地域を日本軍に占領され、国民政府は奥地に移転した。日華事変に引続いて太平洋戦争が起こった。中華民国はこの間においては、準戦時、戦時の体制にあった。

これらの事態に対処するために数多くの戦時法令を公布していった。これらの法令によって学校体育がどのような影響を受け、また「戊辰学制—民国学校法」に定められた学校体育が変更されていったかについて考察したものであるが、戦時下のことなので資料が十分になく、その上、太平洋戦争後に起こった国民党と共産党の内戦のために数少ない資料も失われてしまったので十分な研究をすることが出来なかった。

日華事変までは北伐が完成して国民党により中国は一応統一されたとはいうものの共産党はソビエト区を建設して国民党に対抗しており、日本もしばしば中国に出兵していた。

教育界は国恥教材をとり上げ排日教育を行っており、民国25年(1936年)5月に「国難教育方案」を公布したが、体育にはさしたる影響はなかった。

国民政府は軍事教練に力を入れていたので、満州事変以後は次々と軍事教練関係の法令を公布していった。軍事教練は体育に何らかの影響を与えたと考えられる。

日華事変により各地が日本軍に占領され、長期戦の様相を呈して来た民国27年に国民政府は「抗戦建国綱領」を公布し、総てを戦争に集結した。この「抗戦建国綱領」により教育も改められ、体育も戦時に適するように改められた。

戦時の学校体育は国民の強健な体格の鍛錬と強力な軍隊を育て上げるための健康で強健な体格の国民の養成にあつたので、体育の授業時数・授業内容も改訂され、課外体育の時間も増加され、施設・用具の最低規準も定められた。

しかし、戦時下のため総てに軍事が優先し、施設、用具の充実は困難であり種々の便法が講

じられていた。

体育教員も不足しており、その充当のために体育教員養成の学校も設立されはしたが所期の目的に沿うことは出来なかった。

体育の授業を充実する方針が打ち出されてはいたが、施設・用具・経費・体育教員の不足から十分に実施しえなかったのではないかと考えられる。

（昭和44年10月23日）